



【運輸部】

船員の特定最低賃金が 改正されます

二業種とも1,300円引き上げ

NO.12

平成30年12月20日、沖縄地方交通審議会（会長 宮里 猛）から沖縄総合事務局長（能登 靖）に対して「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金」及び「沖縄海上旅客運送業最低賃金」の改正に関する答申が行われました。現在、官報公示が行われており、今年度中には答申どおりに改正される見込みです。

運輸部 船舶船員課
☎098-866-1183

低賃金は表のとおりです。なお、大臣決定の最低賃金は、平成31年1月及び2月に改正されており、他の地方運輸局においても同様に年度内に改正が予定されております。

船員の最低賃金は、最低賃金法の特例規定により、業種・航行区域・総トン数の区分別に国土交通大臣又は地方運輸局長などにより月額で決定されますが、沖縄管内では「沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業」及び「沖縄海上旅客運送業」の二業種の最低賃金が設定されています。

上記二業種の最低賃金は、職員（船長や機関長などの役職のある者）、部員（職員以外）それぞれに設定され、改正された最

沖縄総合事務局長決定に係る船員最低賃金【改正予定】

業種別	職種等	最低賃金額	引き上げ額 (増加率)
沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業	職員 月額	248,450円	1,300円 (0.53%)
	職員 月額 (ただし、船舶職員養成施設のうち特定の養成施設の課程を修了した後の勤務期間が、当該課程ごとに定める期間に満たない者)*	232,000円	1,300円 (0.56%)
	部員 月額(海上経歴3年以上)	189,850円	1,300円 (0.69%)
	部員 月額(海上経歴3年未満)	180,550円	1,300円 (0.73%)
沖縄海上旅客運送業	職員 月額	245,350円	1,300円 (0.53%)
	部員 月額	183,900円	1,300円 (0.71%)

○上記の業種に適用する船舶の範囲（適用地域：沖縄総合事務局管内）

- 1 沖縄内航鋼船運航業及び木船運航業
国内各港間のみを航海する船舶のうち、平水区域を航行する船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の鋼船、木船の船舶所有者
- 2 沖縄海上旅客運送業
旅客運送の用に供する船舶のうち、平水区域を航行区域とする船舶、沿海区域を航行区域とする総トン数100トン未満の船舶、100トン以上の船舶でその航行区域が平水区域から当該船舶の最大速度で2時間以内に往復できる区域内に限定されている（限定沿海区域）船舶の船舶所有者



【運輸部】

安心・安全な貸切バスの 運行の実現に向けて

NO.13

国土交通省では、平成28年1月の長野県軽井沢スキーバス事故を受け、貸切バス事業者への監査方針と行政処分基準に関する通達などを改正し、処分基準を大幅に強化しました。

また、近年、バスなど事業用自動車運転者の意識喪失などによる健康起因事故が相次いで発生していることから、同省は、自動車運送事業者の事業団体などに対して、健康管理マニュアルなどを活用した運転者の健康管理を適切に実施することを要望する通達を発するとともに、その対策に関し、強化を図っているところです。



街頭監査の様子①



街頭監査の様子②

運輸部では、一般臨店監査のほか、運転者の健康状態、点呼の実施状況など輸送の安全確保の状況を確認するため、今年度もGW及び年末年始を集中期間と定め、街頭監査を実施しました。

街頭監査の結果、アルコールチェックの未実施、運行指示書の記載事項の不備、車体表示なしなどの法令違反が確認され、改善指導及び指摘事項確認監査を行いました。

運輸部としては、今後とも一般臨店監査及び街頭監査を通して安心・安全な貸切バスの運行の実現に努めてまいります。

運輸部 監査指導課

☎098-866-11837